

会 議 録

会 議 名	令和 7 年度第 1 回野田市人権・男女共同参画推進審議会
議題及び議題ごとの 公開又は非公開の別	議 題 1 野田市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ届出 制度の導入について（諮問）（公開） 2 人権教育・啓発に関する野田市行動計画の進捗状況等及び 第 4 次野田市男女共同参画計画の施策の進捗状況並びに成 果目標の達成状況について（報告）（公開）
日 時	令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 2 時から午後 3 時 3 0 分まで
場 所	野田市役所 8 階大会議室
出席者氏名	委 員 赤尾 和雅 石井 芳子 出井 康裕 伊藤 稔 梅津 貴子 小田 光星 国松 実枝子 後藤 史子 小林 幸男 駒崎 文男 近藤 博雄 佐喜川 貞子 清水 宏子 須賀田 恵美子 杉野 雅幸 鈴木 洋子 高倉 明美 田中 恵子 長島 宏行 西山 隆 平野 博幸 深井 弘行 藤本 司 松本 清 松本 昌子 山川 一夫 横川 しげ子 事務局 鈴木 有（市長）、今村 繁（副市長）、生嶋 浩幸（教 育次長兼生涯学習部長）、小林 智彦（福祉部長）、酒井 礼将（PR 推進室長）、池田 文彦（交通政策室長）、田嶋 秀志（企画調整課長）、戸邊 卓哉（企画財政部参与兼広報 広聴課長）、寺門 洋行（企画財政部次長兼財政課長）、中

	山 晶博（総務課長）、小嶋 亮（総務部次長兼人事課長）、岡田 公威（行政管理課長補佐兼副主幹）、西野 寛史（情報政策課長補佐兼情報政策係長）、渡邊 宏治（総務部次長兼管財課長）、高林 雅行（営繕課長）、沖田 真弥（危機管理課災害対策係長）、細井 芳美（市民課長）、須賀良平（市民生活課長）、田村 直毅（農政課長補佐）、茂木 大介（スポーツ推進課長）、澁谷 幸俊（清掃計画課長補佐）、成田 守良（管理課長）、服部 薫（都市計画課長）、里美 秀（生活支援課長）、大月 加奈子（障がい者支援課長）、吉田 陽子（高齢者支援課長）、蓮沼 憲治（介護支援課長）、中山 知子（地域包括支援課長）、山崎 正浩（児童家庭課長補佐）、宮下 幸治（子ども保育課長）、海老原 純一（子ども家庭総合支援課長）、秋鹿 弥由紀（保健センター長）、大野木 亮二（議会事務局主幹兼庶務係長）、大久保 崇雄（教育総務課長）、峯崎 光春（生涯学習課長兼勤労青少年ホーム館長）、加藤 純子（興風図書館長）、廣居 信和（学校教育課長）、間々田 英示（指導課長）、齊藤 誠（消防総務課長補佐）、中村 正則（水道部次長兼業務課長）、武田 真弓（人権・男女共同参画推進課長）、高塚 和枝（人権・男女共同参画推進課長補佐兼啓発係長）、西村 和芳（人権・男女共同参画推進課谷吉会館長）、山崎 覚（人権・男女共同参画推進課七光台会館長）、松沢 修（人権・男女共同参画推進課島会館長）、町田 長之（人権・男女共同参画推進課関宿会館長）
欠席委員氏名	有賀 ヒメ子 石原 和子 福田 昭治 柴木 七海 筒井 圭子 秋永 道太郎 大島 恵子 田中 浩之
傍聴者	2名
議事	令和7年度第1回野田市人権・男女共同参画推進審議会の会議結果(概要)は、次のとおりである。

人権・男女共同参画 推進課長補佐	令和7年8月1日午後2時、開会を宣言。 野田市人権・男女共同参画推進審議会において、委員の過半数である27人の委員が出席し、野田市人権・男女共同参画推進審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立したことを報告。会議は録音され、原則公開されており、傍聴者が2名出席。会議資料についての説明や委員の推薦による変更があり、新たな計画策定に向けた取り組みが進められていることを報告する。
市長	<市長挨拶>
議長（会長）	ただいまから、人権男女共同参画推進審議会を開催いたします。 本日の議題は二つ。 本日は、野田市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入についての諮問を受けることとなっておりますので、ただいまからお受けしたいと思います。 それでは、諮問に入りたいと存じます。 <市長から人権・男女共同参画推進審議会に諮問した> <諮問書の写しを委員に配布した> 市長が公務により退席する旨を告げる。 <市長退席>
議長（会長）	事務局へ説明を求める。
人権・男女共同参画 推進課長	<議題1について、諮問要旨及び方針について説明する。>
議長（会長）	事務局からの説明について、意見及び質問を求める。
国松委員	野田市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入に賛成です。この制度は市民の幸せを考える立場から非常に有益であり、意識調査を通して市民の意見を取り入れることが重要。アンケートを行うことで市民の意識を理解し、野田市の特色を把握するためにも有効であるということが私の考えです。

議長（会長）	ほかに、意見及び質問を求める。
松本（昌）委員	差別のない社会を目指す観点から同性婚に対する合理化に賛同が多く、外国人労働者の増加も踏まえ、早急に制度を導入すべきだと考えます。市民の人権を重視し、差別を許さない姿勢を示すことが重要であり、１０年以上にわたる調査結果も市民の意識が高まっていることを裏付けていることから、他市の動きをみると野田市でも同様の結論を出すべきで、野田市の地域に即した制度導入が必要と考えます。
人権・男女共同参画 推進課長	資料６の調査の内容ですが、２７年以降に実施されたものが書かれており、全国民を対象にした全国的な規模でいろいろな大学やメディアが行った調査の結果になっており、そういったものも踏まえて意識の高まりがある中で、野田市の地域の状況として、市民の意識調査を実施してまいりたいというところが、考えの一つになっております。
松本（昌）委員	他市でも次々に制度を導入していることから、世の中の動きというのは、アンケートではなく、テレビや雑誌でも情報を得ることができるため、もうやるかやらないか、そういう時期に来ていると思います。また、該当する人たちに一時も早く開放して、本当に一人一人が幸せになるような社会作りをしていかなければいけない時だと思っております。
副市長	今回の諮問において制定の可否という言葉があったため、やらないこともあるのかというようなことを心配されてのことだと思のですが、市としては、人権上の問題から、もうやらなければならないと認識しております。この諮問もやることを前提とした諮問でございます。 ただ一方で、例えばこの資料の６、これは大阪高裁が違憲の判決を出したときの資料ですけれども、こういう各種の世論調査というものは二者択一で行われていますので、回答された方がどこまで理解しているかというのは不明です。これをもって、裁判では理解が醸成していると言われているので

出井委員

すけど、市民のご理解が伴わなければ、事業を進めても本来の目的を果たすことはできません。十分にご理解をいただいた上で取り組むことにこそ、意義があると考えております。

周りも多くの市が、人口でいうと92.5%まで来てるというカバー率ですけれども、果たしてそこに住んでいる方全員が理解した上でかということ、まだまだ疑問はあると考えておりますので、まず意識調査をやらせていただきたい。9月に補正予算を組んで、今のところ2,000人を対象に、しっかりした調査を実施していきたいと考えております。調査項目も非常に重要でありますので、調査項目については次回の審議会でご審議いただきたいと。それをもって制定のための届出制度、制定のための諮問でありますので、言葉は可否となっておりますが、市としてはぜひ制定したい。ただ一定の反対の方がいるというのは裁判の中でも言われておりますので、そうした方々に対しても、しっかりとご理解を深めていただく必要があるという趣旨であります。やらないとか、先送りするとかでは一切ございません。よろしくお願いいたします。

今、松本委員の方から、もう論議するのは十分だろうと、即刻実施したらどうかという意見が出ました。私もそのとおりだと思います。ただ一方、副市長が述べられましたように、一定数の反対されている方がいるのも事実です。そのため、そうした方々のご意見も、汲み取っていかなくてはならないと考え、市からの提案である市民意識調査をもう一度実施してみるという進め方に賛成です。その中で、野田市のパートナーシップ届出制度、あるいはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度といろいろあるように、この資料からは読み取れます。そうであれば、野田市はこの制度の内容に対する、いわゆる制度の枠組みに対する全体像を出すために4点お伺いしたい。

人権・男女共同参画
推進課長

第一として、この野田市の届出制度というのは、いわゆる条例型なのかそれとも要綱型なのか、つまり議会の議決による条例型というパターンと、市長の決裁による定めたものと、二つあるように伺ってます。野田市が求めるのはこの条例型なのか要綱型なのか、どちらのことを今イメージされているのか。

第二として、各市の制度、名前は類似していますが、カバーする範囲はそれぞれ違うように思います。どの部分を対象としたものがたたき台として出てくるのか、これも明らかになっている範囲で教えていただければと思います。

次に第三、実際に人口カバー率で相当な人数になるというふうに先ほど副市長の方からお話がありましたけれども、実際にこの届出制度を使った条例を制定されている行政区で、実際にこの制度を活用した件数というのは具体的にどれぐらいの実数が出ているのか、これも参考までに教えてください。

最後に第四、この制度は日本人を対象にしていると思いますが、日本国籍のない外国籍を持っている、いわゆる外国人ですね、住民票を持っているけれども国籍を持たない外国人、こういう方々も同様の問題が発生すると思いますが、外国人の扱いはこの野田市の届出制度はどのように考えているのか、以上四点。わかる範囲でご回答いただければと思います。以上です。

まず一点目の条例とするのか要綱とするのかという点ですが、今の現状で申し上げますと千葉県内17市が導入しているという中で、16市が要綱を定めておりまして、1市が要領という形で定めております。導入にあたり、条例を制定している自治体も数件の事例は確認しておりますが、今後制度導入となりましたら、その流れの中でまたご提案させていただきたいと考えておりますので、ここでの答えは控えさせ

	ていただきます。二点目のカバーする制度や事業の内容につきましては、資料4の方に千葉県の制度のサービスを載せさせていただいていております。資料3の方では主に行政の方のサービスになります。
出井委員	そんな難しいこと聞いているんじゃないくて、議題1にいろいろかいてくださってるじゃないですか。
人権・男女共同参画推進課長	対応する範囲につきましては、検討を進めてまいりたいと考えております。
出井委員	今のところはノーアイディア。
人権・男女共同参画推進課長	おっしゃるとおりです。皆様のご意見も含めて検討してまいりたいと考えております。 三点目ですが、情報が6月頃の時点にはなりますが、制度開始からの届出があった累計件数というものでございます。 近隣市のみでございますが、松戸市が66件、柏市が53件、流山市が15件。我孫子市は開始が2月でしたので、6月時点では3件ということで、状況の方は確認してございます。 四点目の外国人の対象者というところですが、今のところ対象にしてない制度の例が多いというところですよ。
出井委員	皆無ですか。
人権・男女共同参画推進課長	外国人を分けている事例は見当たらないんですけども、含んでいる事例も見当たりません。
出井委員	他市はともかく野田市としてはどうかという質問です。
人権・男女共同参画推進課長	今後、検討を進めてまいる予定でございます。
出井委員	そこもはっきりしていない。
副市長	外国人についてもですね、人権という点では同じような状況にあれば、当然必要だと思っておりますので、市としてはそういう方向で現在考えております。

出井委員

ご回答ありがとうございます。現時点でのご回答だというふうに理解します。

さらに重要になるのが、手順として行う市民意識の再調査という部分ですが、前回、私は出席して後でしまったと思ったのですが、対象者は無作為抽出でしたよね、無作為抽出で選ばれた人なんです。その中から回答者の属性っていう編があってそれを見ると、60歳以上の方が、約50%を占めている状況です。高齢の方は時間があるからということかもしれませんが、このような新しい制度に対しては、現役の若い方に、より力点を置いてアンケートなり意識調査をすべきではないかと思うので、次に行う意識調査では、18歳から60歳あたりまでの方にシフトした意識調査を実施してはどうかと考えておりますが、この点いかがでしょうか。

無作為抽出の結果として前は60歳以上が多かったので、初めからアンケートを求める先を意図的に現役世代に向けてはどうかと。もちろん私も含めて60歳以上の人たちも、当然意識調査はすべきですが、無作為抽出ですと、回答者、有効回答者というと時間のある高齢者が多くなるため、実態から乖離してしまうのではないかと思います。だから、アンケートの取り方としては無作為抽出ではなく、現役世代を中心にしてはいかがかという漠然としたお願いです。

人権・男女共同参画
推進課長

委員おっしゃる通り、前回計画策定時の意識調査におきましては18歳以上の方を対象に無作為抽出の2,000人ということでやらせていただけてます。

今回はこれから行う新たな調査になりますので、例えば年齢の層ですとか、地域ですとか、そういったところも踏まえて検討したいと思います。実際に委員ご指摘のとおり高齢者が多いと中身が難しいとか、あとは逆に時間があるからじっくり見てもらえとか、そのような状況もあると思いますので、現状も含めまして、どのような形で抽出するかについて

出井委員

伊藤委員

は、今後検討させていただきたい。回答率が低いということもございますので、今後検討させていただきたいと思います。

よくわかりました。ありがとうございました。

私は今現在、野田市にある大学に勤めて40年ぐらい、また学生時代を含めると50年、野田市と関わっておりますが、自分の大学だけのことなのかわかりませんが、ずいぶん大学の中の空気が変わってきており、うちの大学も理工系ですので、女性の先生はほとんどいなかった。ですからトイレなども、女性用トイレがすごく少ない。その40年で今は学生の中で3割ぐらいが女性。それから、聴覚障がい、視覚障がい、身体障がいを持つ学生さんもいる。また教職員でも様々なジェンダーにしても、ダイバーシティの教職員が増えている中で、大学を挙げてそういう対応をしている状況にずいぶん変わってきた。

地元の市がこのような制度を導入することについては、私は賛成です。社会、世界が変わりつつある中で、昨日、大学内で暑気払いがあって、外国籍の留学生がいろいろまして、中国、スペイン、あるいはインドネシアとかですね、また教職員も海外へ渡航する機会があり、このようにダイバーシティが前提として世界が動き出しており、野田市も今、大きな流れの中にいるということを実感しておりますので、この制度導入については、私は賛成です。以上です。

松本（昌）委員

今までの市からの回答に対しての質問ですが、皆様の意向を調べることは必要だと思いますが、もし反対だという人が多かったとします。20代30代とか、そういうどういうとり方をするかはわかりませんが、そういう結果になった場合、市としては、方針としてやめる。やはり先送りしよう、こういう考えでしょうか。どのような結果になっても、これは進めるという覚悟というかその辺はどうなんでしょうか。

副市長

先ほど申し上げましたように、パートナーシップ制度は今まさに取り組むべき時期であると認識しております。したがって、反対意見があるから導入を見送るということは考えておりません。極端な話、100人中100人全員が反対と言われると、再考の必要もございますが、仮に6割の方が反対だとしても、それはまだ制度への理解が不十分な状態であるということで、しっかりと理解を深めていただく政策を進めつつ、個人の人権を守る形で進めてまいりたいと考えております。極端な話、反対が100とか99といった状況でなければ、市としては制定しなければならないと考えております。

松本（昌）委員

はい、わかりました。なるべく早くお願いします。

山川委員

私は医療職ですので、そういったLGBTの方と関わる機会も多少なりともあります。ただ、本当に多少です。そういうところから考えると皆さんそんなに多くは会っていらっしゃらないんじゃないかと思います。

以前にあった例ですけども、髄膜炎になって入院された方がHIV陽性でAIDSを発症されていた方の病状のお話。今後の方針をお話する際にご家族ではなく、ご家族と同等以上に親しい同性の方で、中心となる方が1人いて、他に2、3人を連れてきていました。通常であれば、今後の方針などの大事なお話はご家族にするのですが、ご家族以外の方を連れてきたので少し驚いたというところがありました。そういうことが、医療の現場では起こり得ていると思います。私の経験でも何回かありましたし、そういった意味でパートナーシップという制度があれば、病院で何かお話をする際に一つの根拠になり、お話はしやすくなると思うので、そのような意味でこのような制度があるのは賛成の立場です。

外来で見ている方たちの中でも、男性として通院されてた方がある日を境に少しずつ服装が変わってきた。そのような

副市長

方もおり、多分相当深い悩みがあったのだらうと思うのですね。それがもう40、50になってからそういうふうになれるので、そのような方々の人権を守るのはすごく大事なことでと思います。

しかし、元々の伝統的な結婚感を持っている方たちがいるのは事実ですし、副市長のお話も聞いてますと、前提としてこちらの方向へ行きますよという話だと思います。結婚観とか今までの伝統的な価値観を説得して変えさせていくという教育みたいな形だと感じます。このアンケートをやるのでしたら、パートナーシップとしてやっていくのはすごくいいと思いますが、同性婚を入れると反対が増えるのではないかと。同性婚を前提にしてアンケートをするということは、なかなか難しい結果に繋がるように思います。繰り返しになりますが、僕自身は賛成です。

今回はパートナーシップの届出の制定についてであり、同性婚についてということではございません。同性婚についての市の考え方につきましては国も申しておりますけれど、まだ同性婚の法制化ということになると、いろいろな課題を整理しなければならないと思っておりますし、先ほど家族観というようなこともありました、その理解もより進めないとなかなか難しいところだと考えております。しかし、同性婚が進まないため、本当は同性婚だということでパートナーシップをやらないという選択肢もないとは言えないと思っておりますが、裁判でもパートナーシップ制度をやることで、逆に固定化してしまって法制化が進まないという意見もございます。しかしながら、同性婚については今回のアンケートの中でそれについてどのように市民が同性婚の制度について考えているかということ、設問として載せるかどうかを今後、ご審議いただきたいと思います。今回はパートナーシップ届出制度。これ自体を国が統一してやっていただければと

議長（会長）	思っておりますので、同性婚まで踏み込んでの制度を主として国に対して同性婚の制度をやってくださいという意味では今回はございません。
人権・男女共同参画推進課長	今回の届出制度、こちらパートナーシップとファミリーシップということで書いておりますが、パートナーシップということでしょうか。
長島委員	パートナーシップ・ファミリーシップ制度としておりますが、これはパートナーシップであり同性パートナーなど、そういったパートナーに関するご家族も一緒に制度化するという意味で、まとめた制度とご理解いただき、両方やりますということです。ただ、名前などは未定ですが、パートナーもそのファミリーも合わせた制度で届出いただく制度ということで考えております。
人権・男女共同参画推進課長	先ほど、出井委員が質問した内容で、出井委員はわかりましたということですが私はわかりません。おかしいと思っていることが一つありまして、質問します。今、パートナーシップ制度を導入することへの、是非のアンケートを取って導入していくことを問うているのに、そのパートナーシップ制度がどういう制度なのかまだ決まっていないということでは、我々はどういう判断していいかわからない。腹案があればまずはお話いただかないと、判断できない。具体的には、他市ではいろいろな制度、いろいろなことをやっているが、その中で野田市は何をやろうとしているのか説明していただきたいのですが、お願いします。
	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の中身ですが、実際に制度導入になれば骨子案という形で、対象者をどうするのか、どういう事業が対象になるのか、家族はどこまでを見るのかなど、制度を実施している市町村においても、それぞれ内容の差が多少なりともあるということは確認させていただいております。今後、出井委員のご質問の中にもありま

副市長

したけど、今後、制度について細かい内容についてでもご提案をさせていただいて、それについて審議を進めていただきたいと考えております。実際には他市の事例などを参考にすることが想定されますので、そういった意味では、野田市の状況、意識調査の結果なども踏まえた上で、考えたいところではございますが、実際には決められてないところであります。

資料にあるのは千葉県の例ですけれども、基本的にはできるサービスはできるようにしていきたいと思っております。

ただ、全く実績のないような届出については、逆に準備のための事務負担も考え、やらないという選択肢もあるとも考えています。しかし、支援できるサービスでやっていくというのが基本的な姿勢です。また、現在、ネットワークなどでやっておりますので、そのサービスは最低限まずはやらなくてはいけないですし、ほとんど利用されないサービスについてどうするというところで、基本的にはサービスの幅は広げたいというのが基本的な考え方です。

長島委員

もう少し具体的にお話いただかないと、どこの資料の話をしているのか。例えば資料４に書いてあるサービスのことを言っているのか。単に宣誓をすることだけではなく、今のお話だといろいろなサービスを受けられるようにすることが基本的にこの制度の趣旨だと思うので、もう少し具体的に副市長がおっしゃられたところは、どこを対象とした話なのか皆さんにお示しいたきたい。

出井委員

私の理解は、副市長からのご説明があつて私が了とした内容は、議題１の資料の２ページにパートナーシップ制度で享受できる公共サービスが１から８まで書かれてます。市によって違うためこれを質問したら、武田課長の方からまだ検討中だけでもこれら全て網羅する予定だというふうに理解したので了としたわけです。お話のようにこれ以外にもあれば、我々が付け足して組み立てていけばいいので、たたき台は初

副市長

めから完璧なものが出てくるとは誰も思っていないと思いますし、そのための審議会だというふうに理解してます。以上です。

私が言ったのは、資料２ページのところを意識しての話ですけれども、野田市で現在考えている届出制度というのを具体的にということであれば、次回それをお示しすることは可能ですので、アンケートはこういう形でという議題とは別に、要綱はこういう形を考えているということでお示したほうがより具体的だと思うので、そうさせていただきたいと思います。２ページで、例えば県営住宅の申し込みですが、届出制度をやっているところは認めるけれども、やってないところは認めないというのが県の方の姿勢ですので、こういうところはしっかりやっていかなければならないというようなことも考えております。また、届出制度が重要だと思っている一つは民間のサービス。この部分もあると思いますので、そういう意味でも届出制度をしっかり作っていききたいというふうに思っております。

長島委員

はい、ありがとうございます。それを聞いたかったので、資料２ページと３ページに渡るところのサービスが受けられるような制度ということによろしいですね。

この後ご提案したいのですが、アンケートの内容を確認したり、制度の内容を確認したりすることによって、導入がまた遅れてしまうと良くないと思うので、改めてお示しいただかなかったとしても、私は良いと思っています。今、お話いただいたので、概ねは了解をいたしました。

深井委員

先ほど山川委員から医療の立場として質問がありましたが、今の話の中ですと、市としてサービスについてのお話が多かったと思います。山川委員からは、例えば医療現場で何かが起こったときに、家族に説明というものは必要になります。その中で、家族以外の同性的な関係にある人間に説明を

副市長

するということになったときに、医療の場合ですと医療事故などに関して、説明責任というものが出てきます。そうなった場合、この制度を入れた場合には、医療事故が起きて説明問題が起きたときにもきちんとした法的に説明というものが認められる制度なんではないでしょうか。サービス面ではある程度この制度を使えば、市としては行えるということについては理解ができますが、法的な問題になった場合に、この制度というものはどうなるのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

法的な面で言いますと、この制度自体が法定外ですので法的効力はないということです。ただ、例えば資料３ページのところで市立病院の利用や市立病院以外についてパートナーシップ届出があったものについては、ある意味、市では認めていますということです。法的効力ということになると市立病院ですからここはなりますけど、それ以外は強制力があるかということとそういうわけではないので、そういう意味でも私は、市として市民の理解というものが進んでいく必要があるというふうに思っております。アパートなどを借りるときも同じで、結局最後は大家がどう考えるかということです。その辺をしっかりと市民の理解を進めながらやっていく。国が法制化し、パートナーシップ制度を国として法的効力を持たせない限りは、その限界というのはどうしてもあるとは思いますが、市がやることで少しでも進み、裁判になったときなんかには有利な材料にはなるとは思っております。

深井委員

わかりました。ありがとうございました。

長島委員

私の方からは一つ意見とご提案をさせていただきたいと思っております。一つは、我々企業を代表する立場でここにきておりますが、今企業としては、概ね企業内の制度を同性パートナーの人にも適用させるような方向でいろいろなことを進めているという実態があります。ただ、当該自治体、その

議長（会長）

長島委員

人が住んでいる自治体はその制度を入れていないと対応できないことがあるんですね。野田市の導入が現状でもかなり遅れているというような状態になっていますから、この市に我々の従業員が勤めていて、その人間が会社は認めたいけど、行政が認めていないので、そういうサービスが受けられないということになると、他の自治体の会社に行くとかですかね、そのようなことも往々にしてあり得るわけです。そういった意味では、周りの自治体が入れてるわけですから、できれば早急に入れていただきたいというのが一つお願いと言うか、そういう立場に立っています。

その上で今回、今いろいろなご答弁をいただいた中で、提案書の内容について、修正案を作らせていただいて、ご提案したいということで用意したのでご提案させていただければと思うのですが、お配りいただいてもよろしいでしょうか。

<長島委員作成資料を委員へ配布した>

今の資料は長島委員からのご提案でございます。

説明をお願いいたします。

<資料を説明>

一番最初の議題1のところの6番目、同性婚法制化に対する国民意識というところの文言について、市民意識調査で、法律等を強化するという選択が前回よりも大幅に減少している。市民の意識が醸成されていなのではないのかというようにも読めることが書いてあったので、この設問の立て方から、このことは必ずしも同性パートナーシップがパートナーシップ制度の導入の可否を言っている話というふうにも取れないこともないけど、取れない内容でもありますし、これをもって市民意識が醸成されてないというのは言えないと思います。それとともに社会意識を高める努力をするべきだというのは増えているということもありますので、ここで改めて、市民意識を汲み取る、今この中からだけで市民意識が醸

成されてないというような書きぶりは、よろしくないのではないかというのが一つです。また、特にこの項目では、国民意識としてどうなってるのかを書いてあるわけですから、国民意識に関しては、既にいろいろな資料を見ていただければわかるように、これに関しては、判例なども含めてどちらかといえばやるべきとなっていることが重要ではないかということを書かせていただいております。それとともに重要なのは、この後の7番の方でございまして、7番のところの書きぶりが、導入すべきと考えておりますが、一方でとか、しかし、またしかし、というようなことが書いてあったので、そうではなくて、修正案を読ませていただくと、性的少数者の人権を守るためには、国が同性婚法制化を図らなければ本当の意味での人権保障にはならないと考えていますと。しかし、国が同性婚を法制化しない現状においては、国が同性婚を法制化するまでの間、同性パートナーの人権の保障という観点から、周辺市町村が既に導入しているという実態、現状も踏まえて、野田市においてもパートナーシップ制度を導入すべきと考えていますと。先ほどの説明はそういうふうに説明していただいたので、説明の通りであればいいんですけども、こういう内容なのかなと。さらに導入にあたっては、市民のパートナーシップ制度の理解が十分でないという現状はやはりあるわけですから、それを踏まえて、制度の詳細や、制度化の意義についての周知をまずはしてもらわないと、市民にいいですか悪いですかみたいな聞き方をすると、それはよくないということ。周知と説明を進める意味でも、冒頭に国松委員が言っていたように、アンケートという形で、この内容について周知をしていくということはとても大切だとおっしゃっておられましたけれども、全くその通りだと思いました。そういった立場でアンケートをとるということに関しては、よいのではというふうに思っております。

副市長

お願いをするという意味でも、先送りすることなく、できるだけ早く導入していただかないと、先ほども申し上げたとおり、今困ってる人がいるわけですから、そういう人たちの人権を保障するという観点で、おそらくここに来ておられる方も、概ねそういった観点を判断すべきだという先ほどからのご意見もあると思いますので、先送りしないでできるだけ早く導入するといった方向で、審議会の中での結論にしていっていただけないかなというご提案です。

事前に読ませていただいたので先走って申し訳ないですけど、まず6番のですね、法制化に対する国民意識のところですが、あえてこういう表記をさせていただいたのは、裁判所の方が逆にこれをもって国民意識が醸成されてるというのは少し乱暴じゃないかなという思いが私にはあります。各種の世論調査の2択のところを拾ってきて、数が増えるからもう十分っていうのはどうなのかなということで、そのような意味でこれは書かせていただいて、市民意識調査が必要です。国民の意識も野田市だけが理解が進んでないということではなく、国民全体、国会でも議論されていないわけですからという意味で書かせていただきました。7番については、長島委員の言った通りで、先送りするということは一切ありませんので、今日の提案、これは市民意識調査を実施させていただきたいということですので、提案のところに、届出制度を制定することを前提としてという一言を加えていただければよろしいかと思います。

議長（会長）

他にご意見はございませんでしょうか。

ほとんどの方が実施すべきだということでしたが、私は反対だという方はいらっしゃいますか。

平野委員

この資料を読ませていただくと、国民の70%以上、それからここにいらっしゃる方も異議を申し立て反対することはないと思います。ただ、野田市の人たちが少し考えておりま

すというような表現で出てる部分が、国とか千葉県とか内容を見ると、県も宣誓とか、届出制とか認めてないですね。

市では、周りの市が進んでやっておりますので、困ってる方がいるから早めに導入してはどうかと考えるのは、ここに出席している委員の方たちは皆、思ってるのかなと。私もその異議を申し立てるわけでは言ってるわけではなくて、ただ今まで野田市が積極的にこれを導入すると今は言ってくれてますけど、歴史からいくと、やはり国の方が全く法制化をしてない段階で、各市では条例化はしてないですね、要綱で動いてると。その要綱が先ほどからも言われてるように、各市で内容が違っている。だから野田市も大変苦労するんじゃないかと考えると、もう少し慎重でもいいのかなとこの会議に出て思ったものですから発表させていただきました。異議を申し立てて反対するつもりはありません。以上です。

議長（会長）

他、ご意見ございますでしょうか。もう少し慎重になるべきではないのかというご意見も頂戴いたしました。

副市長

当然、市民意識調査をやって、慎重にということを考えておりますけど、慎重にということは時間をかけてということではないと思っております。迅速に慎重にということで取り組んでまいりたいと思っております。

議長（会長）

それでは、他ご意見ございますでしょうか。

たくさんのご意見頂戴いたしました。

ここでまとめさせていただきたいと思います。

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度についての市民意識調査を実施し、その設問内容、また提案書も頂戴したので、その回答を提出していただいて、次回、審議することでご異議はございませんか。

<異議なしの声>

副市長	先ほど、一応その制度の制定を前提とした調査ということ をちょっと付け加えさせていただきたいと思います。
議長（会長）	大変失礼いたしました。制度の制定を前提とした調査を行 うこととした、市民意識調査をいたしまして、その説明内 容について審議することでご異議ございませんでしょうか。
長島委員	先ほどから何人の方からも出ていますけれども、早急に導 入をしていただきたいので、これが半年１年経っていくわけ にはいけないということは、副市長からのご答弁をいただい ておりますので、そのことを加えていただきたい。
議長（会長）	ただいまの内容にプラス、早急に実施するという形の方向 性で進めていくということによろしいですか。
副市長	事務局から何かございますか。 事務局の方では次回１０月ということでしたが、そうす ると２か月以上空きますので、今回のアンケートの内容とその 要綱案、野田市の案を示すご審議については議会中ではあり ますが、一応９月中には実施したいということをお願いした いと思います。
出井委員	今回の審議会を９月の中旬くらいに前倒しになるというこ とであれば、市民意識調査のタイムスケジュールはどうなり ますか。その結果を反映されてないと意味がないと思いま す。
副市長	市民意識調査の調査項目自体を次回、審議していただきま す。
出井委員	審議会ではなくて、審議会を開くためには、市民意識調査 の結果がないと。
副市長	市民意識調査で、どういう設問をするかということをも ろご指摘いただきたいと思います。結局、質問の仕方によっ て大きく変わる可能性もあるので、その辺のところもしっかり ご議論いただいた上でということ考えております。そうい う意味で１０月だと遅くなるかと思っています。

出井委員	それは遅いですよね。事務方としてはできるんですか。一応のたたき台を出していただくことになりますよね。意識調査の質問票も。
副市長	できるかというよりはやります。
出井委員	よくわかりました。結構です。
議長（会長）	ありがとうございます。 それでは9月中には、市民意識調査の内容を審議会で話し合うということでよろしいですか。 ただいまの件に関しましてご異議ございませんでしょうか。 <異議なしの声>
議長（会長）	ご異議がないようですので、議題1 野田市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入については、市民意識調査を実施し、次回、市民意識調査の内容を審議するというでよろしいですね。
議長（会長）	続きまして、次に議題2に参ります。「人権教育・啓発に関する野田市行動計画の進捗状況等及び第4次野田市男女共同参画計画の施策の進捗状況並びに成果目標の達成状況について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。 <議題2について、資料により説明する。> ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。 <意見及び質問なし>
人権・男女共同参画推進課長	
議長（会長）	

議長（会長）	議題２について報告了承とすることで異議はございませんか。 ＜異議なしの声＞ 異議がないようなので、議題２「「人権教育・啓発に関する野田市行動計画の進捗状況等及び第４次野田市男女共同参画計画の施策の進捗状況並びに成果目標の達成状況について」の報告を了承する。 事務局においては、委員の皆様からの御意見を今後の施策の実行に反映させるなど、引き続き、各種の施策に取り組むように求める。
議長（会長）	以上で、本日の議題は、全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。
人権・男女共同参画推進課長	その他、事務局から何かございますか。 議題１については、次回、市民意識調査案の審議及び制度の骨子案を提案させて頂く。次回の審議会日程は決まり次第、早急に御連絡させていただくことを依頼し、協力を求める。
議長（会長）	以上をもって全て議題が終了した。 午後３時３０分閉会を宣言する。